硫酸ゲンタマイシンを有効成分とする飼料添加剤	牛（生後３月を超えるものを除く。）	１日量として体重１kg当たり２mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前30日間
硫酸ゲンタマイシンを有効成分とする飲水添加剤	牛（生後３月を超えるものを除く。）	１日量として体重１kg当たり２mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前30日間
	豚（生後４月を超えるものを除く。）	飲水１ｌ当たり6.25mg（力価）以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前17日間
硫酸ゲンタマイシンを有効成分とする強制経口投与剤	豚（生後10日を超えるものを除く。）	１日量として１頭当たり５mg（力価）以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
硫酸コリスチンを有効成分とする飼料添加剤	豚（生後４月を超えるものを除く。）	飼料１ｔ当たり200ｇ（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前３日間
硫酸コリスチンを有効成分とする飲水添加剤	牛（生後６月を超えるものを除く。）	１日量として体重１kg当たり５mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前３日間
	豚（生後４月を超えるものを除く。）	１日量として体重１kg当たり10mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前３日間
酒石酸酢酸イソ吉草酸タイロシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料１ｔ当たり50ｇ（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前３日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料１ｔ当たり500ｇ（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
酒石酸酢酸イソ吉草酸タイロシンを有効成分とする飲水添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	飲水１ｌ当たり250mg（力価）以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
酢酸クロステボルを有効成分とする注射剤	豚（生後７日を超えるものを除く。）	１日量として１頭当たり10mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前20日間
ジクロルイソシアヌル酸ナトリウムを有効成分とする飲水添加剤	豚	飲水１ｌ当たり100mg以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前１日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飲水１ｌ当たり100mg以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前１日間
塩化ジデシルジメチルアンモニウムを有効成分とする飲水添加剤	鶏	飲水１ｌ当たり16.7mg以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間

硫酸ジヒドロストレプトマイシンを有効成分とする注射剤（別表第２に掲げるものを除く。）	牛	１日量として体重１kg当たり25mg（力価）(搾乳牛にあっては10mg（力価）)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前90日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
	馬	１日量として体重１kg当たり25mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前60日間
	豚	１日量として体重１kg当たり100mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前90日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	１日量として体重１kg当たり100mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前29日間
シフルトリンを有効成分とする耳標剤	牛	左右の耳介に各1.5ｇ以下の量を装着すること。	—
臭化プリフィニウムを有効成分とする注射剤	牛	１日量として体重１kg当たり0.2mg以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前21日間
塩酸ジフロキサシンを有効成分とする飲水添加剤	豚	１日量として体重１kg当たり５mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前７日間
ジョサマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料１ｔ当たり100ｇ（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前３日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料１ｔ当たり400ｇ（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前３日間
	すずき目魚類	１日量として体重１kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前20日間
シロマジンを有効成分とする飼料添加剤	鶏	飼料１ｔ当たり５ｇ以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前２日間
硫酸ストレプトマイシンを有効成分とする飲水添加剤	牛	１日量として体重１kg当たり30mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前４日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
	豚	１日量として体重１kg当たり30mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前４日間